

学校法人山野学苑ガバナンス・コード適合状況

I 適合状況の確認

学校法人山野学苑ガバナンス・コードに規定する以下Ⅱに示す項目について、適合していることを確認した。
(※寄附行為改正について検討中であり、理事1名の欠員補充については、保留としている)

学長室: 2023年4月19日

理事会: 2023年5月26日

評議員会: 2023年5月26日

教授会: 2023年5月10日、6月7日(予定)

Ⅱ 適合状況

項目	適否
第1章 経営の安定性・継続性の確保	
1. 経営と教学の連携・協力	
・ 建学の精神を明示し、内外に周知している。	○
・ 建学の精神に基づいた教育目的を明示し、内外に周知している。	○
・ 学長等を理事として選任している。	○
・ 学長が学校教育法に定める職務を確実に実行できるよう、組織・規則等を整備するよう努めている。	○
2. 中期的な計画の策定と盛り込むべき内容	
・ 原則として5年間の中期的な計画を策定している。	○
・ 中期的な計画の策定及び進捗状況をチェックする組織が確立している。	○
・ 中期的な計画の策定及び進捗状況を確認する際には、役員等から教職員まで幅広く意見を集約できる体制を整えている。	○
・ 中期的な計画には、教学、人事、施設、財務等に関する事項などの中から中期的に取り組むべき内容を盛り込んでいる。	○
・ 中期的な計画には、毎年策定する事業報告書をふまえ、主な事業の目的・計画及びその進捗状況を記載するとともに、認証評価機関の評価結果をふまえた内容を記載している。	○
3. 危機管理を含めたコンプライアンスの在り方	
・ すべての教育活動、また業務に関し、法令、寄附行為、学則等が遵守される組織体制を整備している。	○
・ 教職員等が法令、寄附行為、学則等に触れ、理解する機会を設けている。	○
・ 違反する行為又はそのおそれがある行為に対する教職員等からの通報・相談(公益通報)を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図るための体制を整備している。	○
・ 健全な本学の運営を阻害するハラスメント等の要因に対しては、それらの防止に努めるとともに、厳正に対処するための諸規程及び体制を整備している。	○
4. 地域貢献	
・ 地域・社会の地方公共団体、企業、他の教育機関、文化団体、その他の関係団体並びに在学生、保護者、同窓会等、内外のステークホルダーと連携できる体制を整えている。	○
・ 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放(リカレント教育を含む)等を実施している。	○
・ 教職員及び学生が地域・社会に貢献できる体制を整えている。	○
第2章 自律的なガバナンス体制の確立	
1. 理事会機能の充実	
・ 理事会は、本学苑の業務を決定し、理事の職務執行を監督している。	○
・ 理事会は理事長が招集する。なお、やむを得ず欠席となる理事に対しては、事前に議題の説明を行い、議題ごとに書面による賛否表明や委任状を得るなど、適切に理事会を運営している。	○
・ 理事会へ業務執行者からの適切な報告がなされるようにするため、業務執行者を理事に任ずるか、又は業務執行者を理事会に出席させるなどの配慮をしている。	○
・ 理事会及び理事長が適切な決定を行うために、各理事は役割を理解し、それぞれの専門分野においてその役割を果たしている。	○
・ 外部理事の意見を取り入れる機会を設け、多面的な経営判断ができる体制を整えている。	○
・ 理事に対し、研修や情報提供の機会を設けている。	○
・ 理事長は、本学苑を代表し、その業務を総理している。	○

・ 理事長の代理権限順位を明確に定めている。	○
・ 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、本学苑のため忠実にその職務を行っている。	○
・ 理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負うことを理解している。	○
・ 理事は、本学苑と理事の利益が相反する取引を行う場合には、事前に理事会の承認を得なければならないことなどを理解し、法令に基づき適切な理事会運営を行っている。	○
・ 寄附行為に定める人数の理事を置いている。また欠員が出た場合は速やかに補充している。	保留
・ 理事となる者は、次に掲げる者とし、適切に選任されている。 ①本学苑の学苑長 ②本学苑の短期大学学長及び美容専門学校校長 ③本学苑の評議員のうちから、評議員会で選任された者 ④学識経験者、又は功労者の中から、理事会で選任された者	○
・ 理事長は、他の学校法人の理事長を2以上兼務していない。	○
・ 理事は、他の学校法人の理事又は監事を4以上兼務していない。	○
・ 理事は、理事及び監事の内にその配偶者又は3親等以内の親族が1人を超えて含まれていない。	○
・ 理事長及び理事の解任について、寄附行為に定めている。	○
・ 外部理事(私立学校法第38条第5項に該当する理事)を2人以上選任するよう努めている。	○
2. 監事機能の充実	
・ 監事は、本学苑の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行状況を監査するとともに、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出している。	○
・ 監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負うことを理解している。	○
・ 監事は、理事の違法行為等差止請求権、理事会招集請求権等の権限があることを理解している。	○
・ 監事は、その責務を果たすため、理事会その他の重要会議に出席し、意見を述べている。	○
・ 監事に対し、研修や情報提供の機会を設けている。	○
・ 監事の選任については、理事長のみの判断で決定するのではなく、評議員会の同意に基づいている。	○
・ 監事を2人以上置いている。	○
・ 監事は、他の学校法人の理事又は監事を4以上兼務していない。	○
・ 監事は、理事及び監事の内にその配偶者又は3親等以内の親族が1人を超えて含まれていない。	○
・ 監事は、本学苑の理事、評議員又は職員を兼務していない。	○
3. 評議員会機能の充実	
・ 次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ評議員会の意見を聴いている。 ①予算及び事業計画 ②事業に関する中期的な計画 ③借入金及び基本財産の処分、運用財産中の不動産、積立金の処分など重要な資産の処分に関する事項 ④役員に対する報酬等の支給基準 ⑤予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄 ⑥寄附行為の変更 ⑦合併 ⑧解散 ⑨収益を目的とする事業に関する重要事項 ⑩寄附金品の募集に関する事項 ⑪その他本学苑の業務に関する重要事項で寄附行為をもって定めるもの	○
・ 評議員会は、本学苑の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができることが寄附行為に明記され、周知されている。	○
・ 評議員に対し、研修や情報提供の機会を設けている。	○
・ 評議員となる者は、次に掲げる者とし、適切に選任されている。 ①本学苑の学苑長 ②本学苑の短期大学学長、美容専門学校校長、日本語学校校長 ③本学苑の職員で理事会で推薦された者の中から評議員会で選任された者 ④本学苑の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のもののうちから、理事会で選任された者 ⑤評議員会で選任された理事以外の理事 ⑥学識経験者のうち、理事会において選任された者	○

・ 本学苑の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に応えるため、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出するよう努めている。	○
・ 評議員は、寄附行為に基づき、理事の定数の2倍を超える数を選任している。また、欠員が出た場合は、速やかに補充している。	○
第3章 教学ガバナンスの充実	
1. 本学の役割の明確化と自己点検・評価の充実	
・ 学習成果を明示し、内外に周知している。	○
・ 卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)、入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)を明示し、内外に周知している。	○
・ 7年以内に1回認証評価を受け、適格の評価を受けている。	○
・ 定期的に自己点検・評価を行っている。	○
・ 本学苑の中期的な計画のうち、本学に係る項目は、認証評価機関の評価結果をふまえた内容を記載している。	○
・ 学長は、本学苑が定める規則等に基づき、的確な人材が選任されている。	○
・ 学長は、建学の精神及び本学の教育目的を理解し、それに照らした大学運営に努めている。	○
・ 本学には学長のほか、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員等を法令に基づき、適切な運営体制のもとに置いている。	○
・ 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べている。 ①学生の入学、卒業及び課程の修了 ②学位の授与 ③そのほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの	○
・ 教員に対するFD(ファカルティ・ディベロップメント)活動に関する規程を整備し、適切に実行している。	○
・ 事務職員のほか、教員等に対するSD(スタッフ・ディベロップメント)活動に関する規程を整備し、適切に実行している。	○
・ 組織の活性化を図るため、教職協働による運営体制が整備されている。	○
第4章 情報の公開と公表	
1. 情報公開と発信	
・ 本学苑は、法令に基づき、下記の情報を公開している。 ①寄附行為 ②監査報告書 ③財産目録 ④貸借対照表 ⑤収支計算書 ⑥事業報告書(法人の概要・事業の概要・財務の概要を含むもの) ⑦役員等名簿 ⑧役員報酬の基準	○
・ 前項の情報について、①については最新のものを、その他は作成の日から5年間、各事務所に備えて置き、請求があった場合には閲覧できるようにしている。	○
・ 本学苑は、法令に基づき、①～⑧の内容を公表している。	○
・ 本学苑は、法令に基づき、設立時の財産目録を備えて置いている。	○
・ 本学苑は、今後、相当割合を出資する会社が生じた場合は、法令に基づき情報公開を行う。	○
・ 本学は、下記の情報を公表している。 ①本学の教育研究上の目的及び i)卒業認定・学位授与の方針、ii)教育課程編成・実施の方針、iii)入学者受入れの方針 ②教育研究上の基本組織 ③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績 ④入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業・修了者数並びに進学者数及び就職者数等 ⑤授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画 ⑥学習の成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準 ⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境 ⑧授業料、入学料その他本学が徴収する費用 ⑨本学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係わる支援	○